

## 第四期

# 品川区介護保険 事業計画のあらまし

いきいき計画 21 | 【平成21年度～23年度】

### もくじ

● ごあいさつ	P2
I. 品川区基本構想と第四期品川区介護保険事業計画	P2
II. 計画策定の趣旨と区がめざす高齢者介護の目標	P3
III. 品川区の高齢者の状況	P4
IV. 第四期の推進プロジェクト	P5
V. 主要な介護サービス供給量の見込みと保険料	P16



### 音声コードについて

この計画書の紙面には、音声コードを印刷しています。  
音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げるにより、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。

## 第四期品川区介護保険事業計画のあらまし

発行日：平成21年4月  
発行：品川区健康福祉事業部高齢者福祉課  
〒140-8715 品川区広町2-1-36  
TEL.03-5742-6927（直通）  
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

平成21年4月

品川区

## ごあいさつ

品川区では、平成20年3月に品川区基本構想を策定し、新たな都市像を見据え“輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ”を将来像に掲げました。この将来あるべき品川区を実現するために、新長期基本計画を策定し、区民のみならずと区の協働を基本として、さらに積極的な区政運営に取り組んでまいります。

また、介護保険制度も創設から10年を迎えます。品川区は制度創設以来、保険者として、制度定着のための運営と基盤整備に努めてまいりました。これからますます増える高齢者のみなさまが、安心して地域で暮らし続けられるよう、適正な制度運営と在宅生活を支えるための支援の充実に努めてまいります。



品川区長

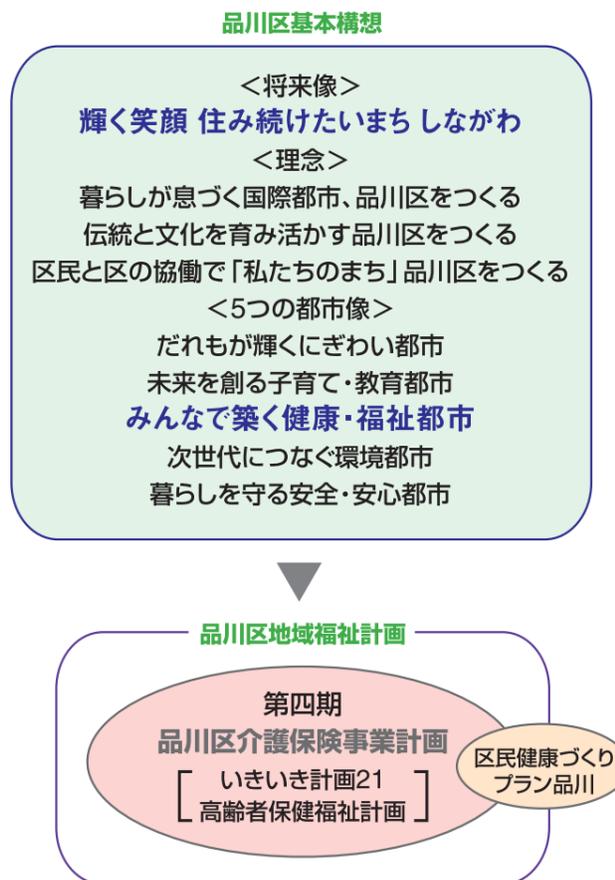
濱野 健

## I. 品川区基本構想と第四期品川区介護保険事業計画

品川区基本構想では、環境の変化と普遍の価値をふまえた将来像を掲げ、あるべき品川区の実現に向け3つの理念と具体的な指針として、5つの都市像を示しています。

この5つ都市像のうち、高齢福祉分野では、「みんなで築く健康・福祉都市」を中心として、区民の健康づくりの推進、安心して暮らせる福祉の充実、高齢者や障害者の社会参加の促進、助け合い・支え合う地域福祉の推進を掲げています。その実現に向け長期基本計画や総合実施計画において中・短期計画として、さらに具体的な施策をさまざまな形で展開していきます。

介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画を包含した計画として、品川区基本構想や長期基本計画など関連する計画との整合性を図るとともに、高齢者が安心して暮らせる福祉の充実にめざした具体的な計画として、策定しています。



## II. 計画策定の趣旨と区がめざす高齢者介護の目標

第四期の計画期間  
平成21年度から平成23年度まで

介護保険制度が、平成12年度に創設されてから20年度までに品川区が取り組んできた介護保険事業の実績をふまえ、これからの3年間において取り組むべき課題等を明らかにするとともに、その課題解決に向けた具体的な方策や介護基盤整備の方針、さらに介護サービスにかかる事業量の見込みと第1号被保険者の保険料について定めています。

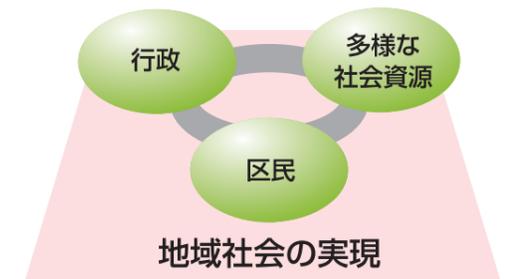
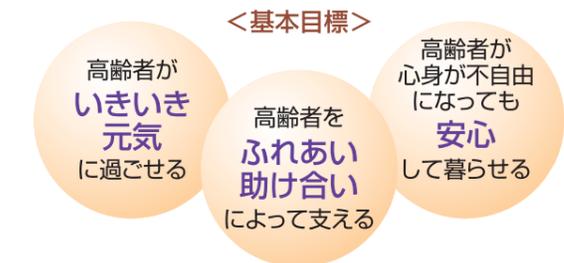
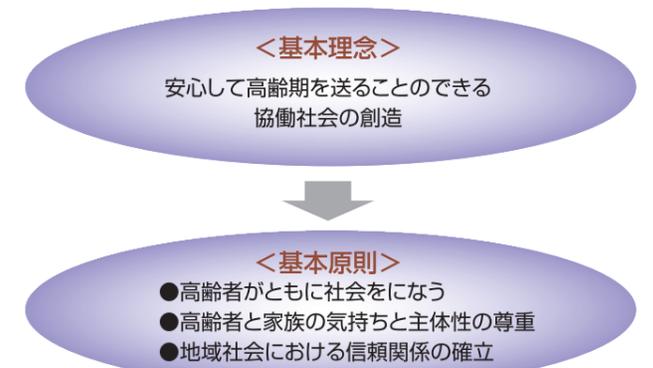
高齢者介護の目標  
「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」

これまで、品川区では、一貫して在宅重視を基本としたさまざまな施策を展開してきました。今後も引き続き、在宅生活が継続できるように在宅重視を高齢者介護の目標として取り組んでいきます。

第四期の重点課題  
「在宅重視を再確認し、在宅生活を支援するための基盤整備と地域との協働による支え合いのしくみづくり」

区民の在宅生活に対する期待は高いものがあります。このため、在宅生活を支援するための基盤整備を行い、区民と区、関連するさまざまな機関との連携を強化した協働による支え合いのしくみづくりを推進することにより、地域社会の実現をめざします。

計画の理念・原則・基本目標



品川区がめざす高齢者介護の目標  
「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」

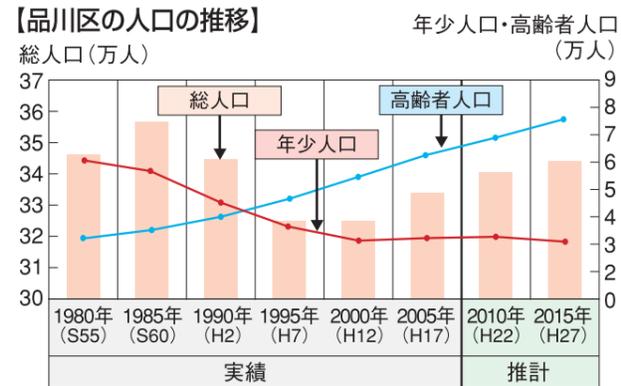
高齢者介護の7原則

1. 自立支援と家族への支援
2. 利用者本位
3. 予防の重視
4. 総合的効率的なサービスの提供
5. 在宅生活の重視
6. 制度の健全運営
7. 地域の支え合い(コミュニティサポート)

### Ⅲ. 品川区の高齢者の状況

#### (1) 品川区の高齢者の状況

品川区の高齢者人口(65歳以上)は、近年一貫して増加し、平成20年10月では、6万7千人強となりました。そして、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は19.5%となり、平成27年には22%に達すると推計されています。また、高齢者人口のうち後期高齢者人口(75歳以上)の増加が続き、平成27年には10%を超える見込みです。



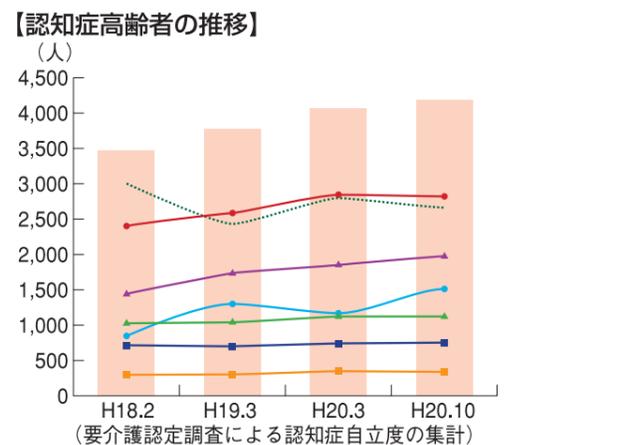
#### (2) 地域別の高齢者の状況

荏原東地区は高齢化率が22%を超え、八潮地区でも20%を超し、急速な高齢化が進行しています。



#### (3) 増加する認知症高齢者

要介護認定者のうち、服薬管理や電話の対応ができないなど日常生活に支障を来すような症状(Ⅱb以上)がある認知症高齢者は、平成20年3月には4千人を超え、認定者数の約37%に上っています。



### Ⅳ. 第四期の推進プロジェクト

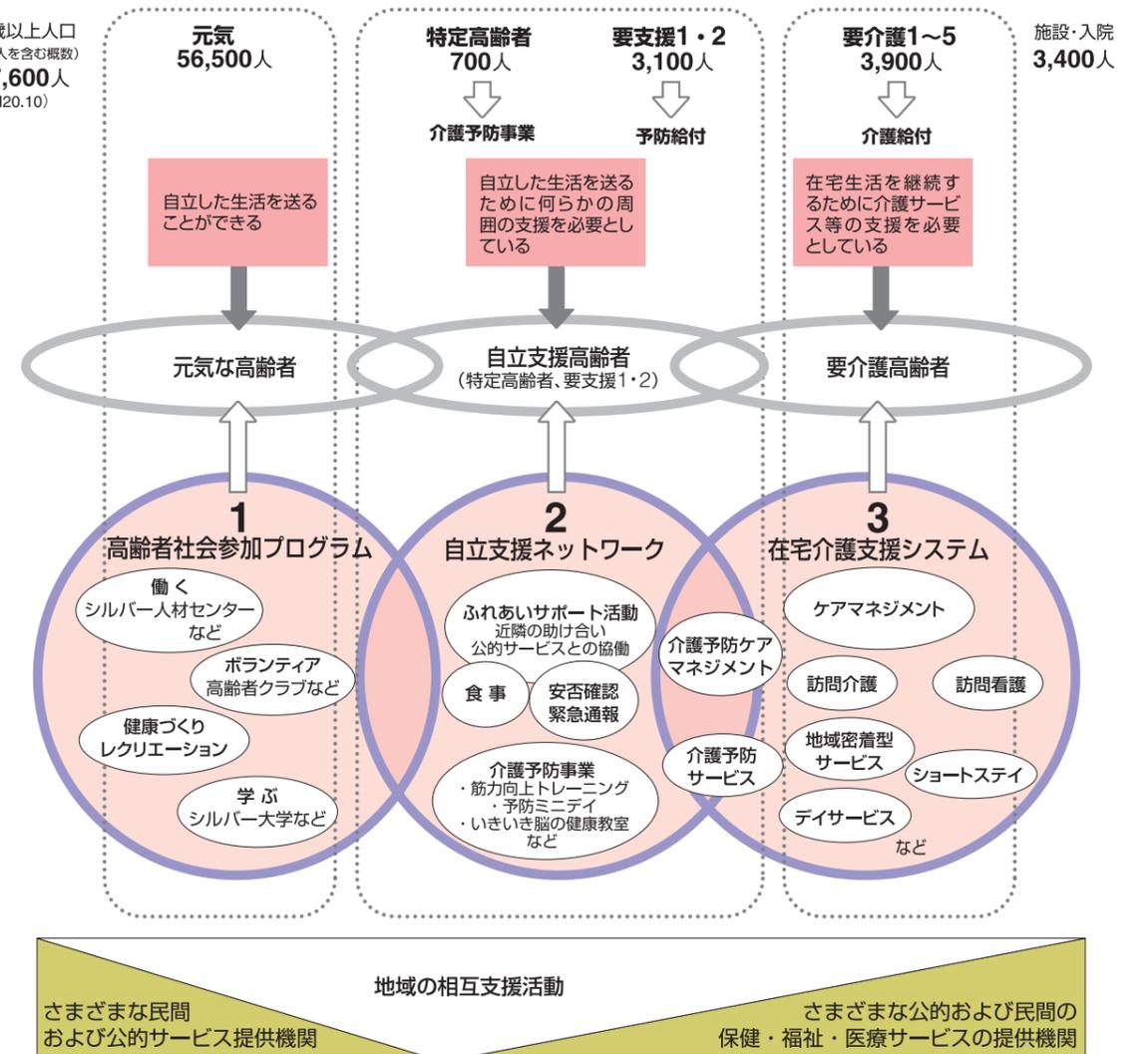
第四期の重点課題に対応するため、推進するプロジェクトを5つにまとめ、それぞれに具体的な考え方や方策を示します。各プロジェクトの推進にあたっては、高齢者の心身の状況に応じて、「元気な高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定します。

在宅介護支援システムの強化とともに、それぞれのニーズに対応した、きめ細やかなサービス提供を行い、在宅生活の支援と充実をめざします。

#### 第四期に推進する5つのプロジェクト

1. 高齢者社会参加プログラムと健康づくり活動の推進
2. 地域との協働による多様なネットワークの拡充
3. 在宅介護支援システムの強化
4. 介護サービス基盤の整備と充実
5. 認知症高齢者のケアの拡充

#### 【高齢者を支える3つのしくみ】



## 推進プロジェクト1. 高齢者社会参加プログラムと健康づくり活動の推進

戦後生まれのいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者の意識や価値観、行動様式が多様化する中で、そのニーズに対応した社会参加の機会と場を提供します。また、生きがいづくりや健康づくりを進めるための事業を充実します。

### 1. シルバー人材センターの活用

#### ■シルバー人材センター新事業展開・サボしながわの充実

シルバー人材センターと連携し、軽度の生活援助事業を支援し、日常生活に支障のある高齢者世帯をサポートするなど、地域の多様なニーズに対応した事業を開発・展開し、就業機会の拡大を図ります。

### 2. ボランティア活動の推進

#### ■地域貢献活動に対するポイント制度等の充実

高齢者のボランティア活動にポイントを付与し、社会福祉団体への寄付や区内共通商品券の交換などにより、社会参加のきっかけづくりを支援します。

#### ■ほっとサロンの拠点整備

区民の自主的な活動を積極的に支援します。  
地域バランスをふまえ、南品川シルバーセンターの改修にあわせ施設の有効活用を図ります。

#### ■コミュニティレストランの整備

NPOやボランティア団体を運営主体とした整備により、介護予防の視点から高齢者の食生活の改善・健康増進を図ります。

#### ■シルバー大学

シルバー大学を展開し、生涯学習の機会と場所を提供します。



### 3. 元気高齢者の社会参加活動

#### ■シルバーセンターの多面的活用

健康づくりや介護予防の拠点、団塊世代の地域活動や地域ボランティアの活動・交流場所として、多面的に活用できるよう施設整備を進めます。

#### ■山中いきいき広場への支援

山中小学校を中心に、近隣の中老年や学校関係者等による「山中いきいき広場運営協議会」が実施している自主事業を支援していきます。

#### ■しながわシニアネットの拡充支援

パソコン教室などの区委託事業のほか、自主講座やサークル活動を支援し、地域貢献活動を含め、行政とのパートナーシップを構築していきます。

### 4. 健康づくり活動の推進

#### ■ふれあい健康塾の充実

地域のボランティアとの協働による地域参加型健康教室の開催を推進します。教室では、閉じこもりがちな高齢者向けの健康維持と転倒骨折予防のための運動機能訓練や生活指導を盛り込んだ活動を行います。

#### ■屋外型健康教室の拡充

特別養護老人ホーム「ロイヤルサニー」屋上に設置した健康遊具を活用し、屋外型の運動教室を展開します。また、健康遊具を配置した公園整備を進めるとともに、事業運営ができるグループ育成と専門指導者の支援を行っていきます。

#### ■子どもとの交流事業の拡大

世代間交流の協力校を増やし、子どもたちへ高齢者の知恵と経験を学ぶ機会を与える場を提供し、高齢者の生きがいづくりの場を確保します。

## 推進プロジェクト2. 地域との協働による多様なネットワークの拡充

ふれあいサポート計画を一層推進支援し自立支援のネットワークを充実します。また、区民との協働による参加と支え合いのさまざまなしくみづくりを推進します。

### 1. ふれあいサポート活動の充実

#### ■ふれあいサポート計画の推進支援

さまざまな区民同士の相互援助活動をさらに支援していきます。

- ◆高年者懇談会
- ◆ふれあい健康塾の充実(再掲)
- ◆災害要援護者支援
- ◆地域食事サービス  
学校給食や地域商店を活用した地域食事サービスにより、食の確保と見守りを拡充します。
- ◆訪問ボランティア事業  
町会・自治会や民生委員等との連携を図りながら、地域の見守りネットワークの拡充をめざします。

### 2. 協働による支え合いのしくみづくり

#### ■孤立死防止など地域での見守り体制のしくみづくり

#### ■虐待防止ネットワークの推進

#### ■認知症サポーター制度の充実

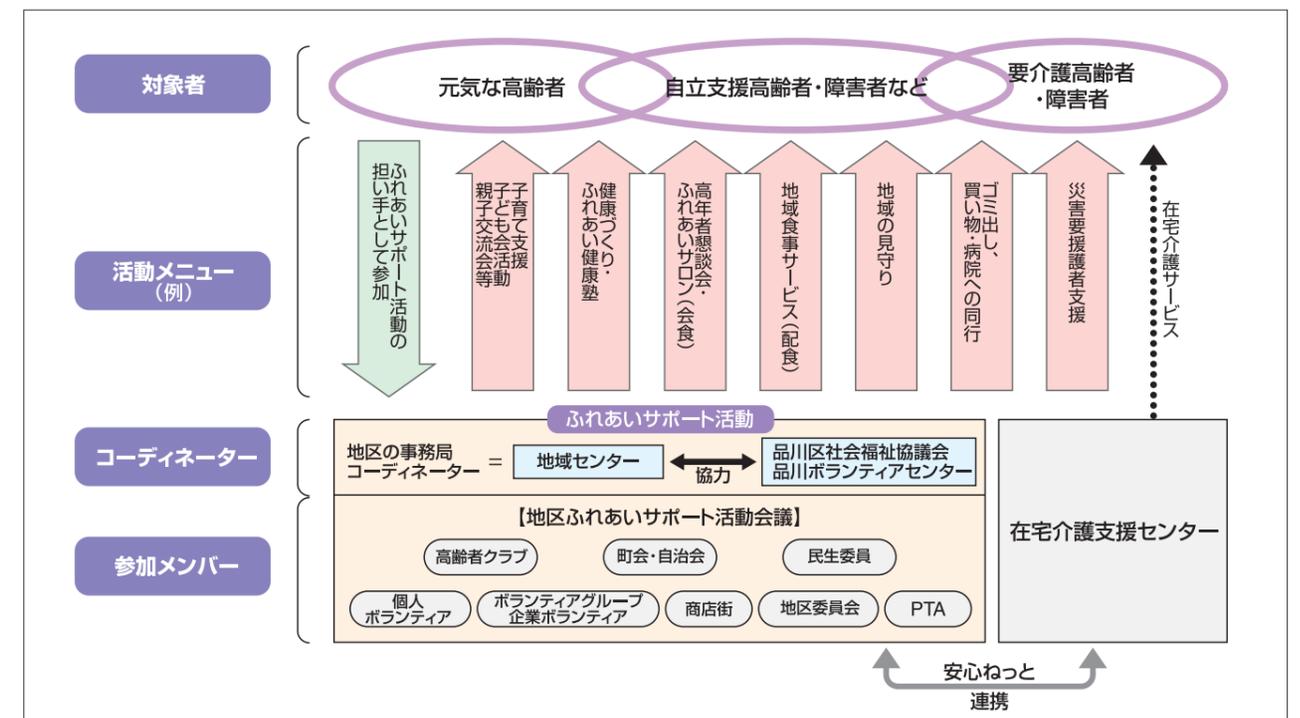
地域での見守りのしくみを、ハード(緊急通報機器等の活用)とソフト(認知症サポーター養成事業等)の両面から構築していきます。

### 3. やさしいまちづくり

#### ■すべての人にやさしいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、お互いさま運動を展開していきます。また、拠点施設の整備に合わせて重点地区を設定し、福祉のまちづくりのため地域住民や高齢者・障害者などの参加による計画づくりを進めます。

- ◆ユニバーサルデザイン普及啓発
- ◆工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインガイドライン
- ◆道路バリアフリー・駅のバリアフリー



## 推進プロジェクト3. 在宅介護支援システムの強化

身近な窓口である在宅介護支援センター（地域包括支援センター）を核として、総合的に在宅介護支援システムを強化充実します。また、介護予防マネジメントや医療との連携をさらに強化していきます。

### 1. 支援センター機能の充実

#### ■在宅介護支援システムの充実

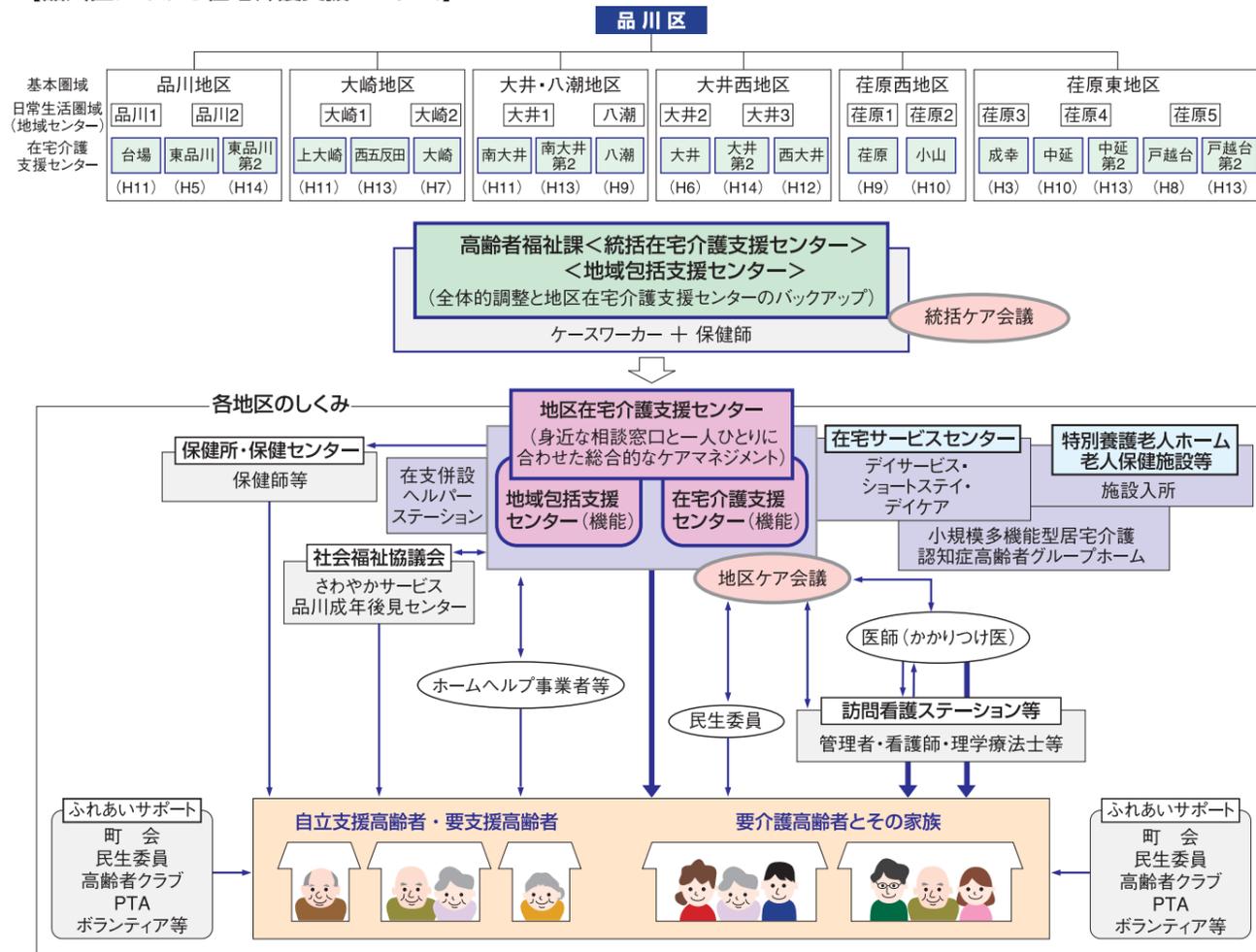
高齢者・要介護高齢者の増加に対して、5つの基本方針のもと、在宅介護支援センターを中心とした在宅介護支援システムの一層の充実・強化に努めていきます。

- ◆身近な地域での総合相談
- ◆適切な介護マネジメント・介護予防マネジメント
- ◆包括的・継続的なマネジメント
- ◆認知症高齢者のケアや虐待防止などの権利擁護機能

#### 在宅介護支援システムの基本方針

- 1. 自尊・自立の確保**
  - 当事者の意思の尊重
  - 介護の支援
- 2. 安心の確保**
  - 身近な相談窓口の存在
  - 的確な対応
- 3. 総合性・多様性の確保**
  - 幅広い視点と柔らかな発想
- 4. 柔軟性の確保**
  - 状況変化への対応
- 5. 公平性の確保と重点化の推進**
  - 適切なサービス提供

#### 【品川区における在宅介護支援システム】



### 2. 介護予防マネジメントの充実

#### ■デイサービス活用型介護予防事業の充実

デイサービス活用型の介護予防事業を継続して展開します。利用促進のため生活機能評価の見直しや従事者研修のあり方を検討していきます。

#### ■区民や地域と進める介護予防事業の充実

NPO法人等と連携・協力し、商店街での食材の買い物や調理教室、手作り昼食会、介護予防教室を実施します。また実施場所の拡充を図ります。

#### ■地域におけるリハビリテーション体制の整備

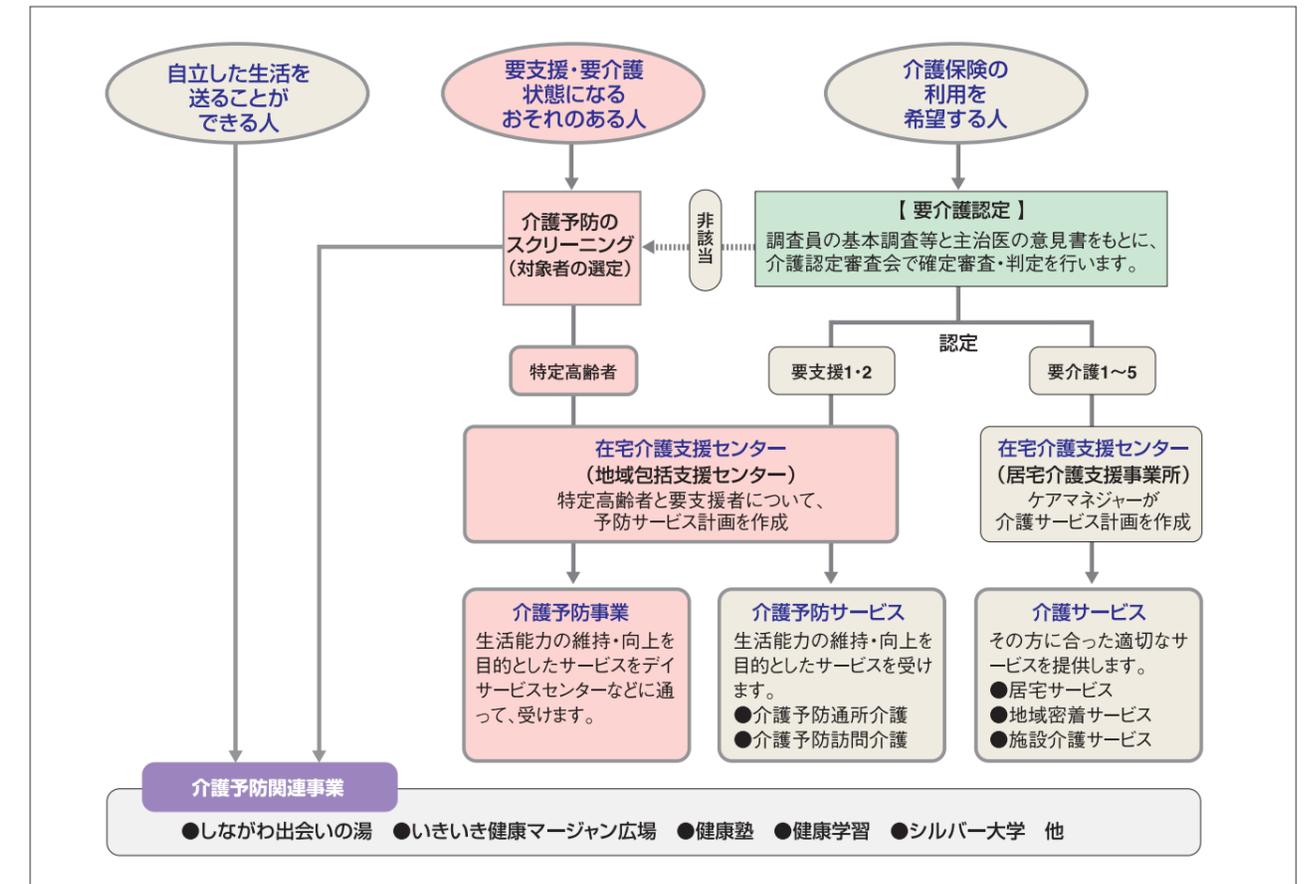
地域のリハビリテーションサービス基盤を整備するとともに、提供施設間でのリハビリプログラムの共有化や専門スタッフの研修を実施します。また、身近な地域での自主的・主体的なリハビリ活動に取り組めるよう支援していきます。

### 3. 医療と福祉の連携の推進

#### ■「地域ケア会議」体制の確立

在宅介護支援センターを地域ケア体制の要と位置づけ、区をはじめ訪問看護ステーション、かかりつけ医・歯科医、事業者、民生委員等との調整を図りながら「地区ケア会議」を推進します。さらに、地域包括支援センター機能の中で、統括ケア会議などの調整機能の充実を図り、「地域ケア体制」を確立します。

#### 【在宅生活を支えるしくみ】



## 推進プロジェクト4. 介護サービス基盤の整備と充実

在宅生活を継続するため、小規模多機能型居宅介護サービスなどのサービス基盤の整備・充実を進めます。また、入居・入所施設等を計画的に整備・検討するとともに、福祉人材の安定確保に努めます。

### 1. 在宅サービス等の基盤整備

#### ■日常生活圏域と基本圏域

「日常生活圏域」は、町会・自治会の区域、生活形態、地域活動等を考慮し、これまで品川区が取り組んでいる諸施策の展開と合わせ、13の地域センターを単位としています。

また、この日常生活圏域をさらに大きな枠組みでくくり、「基本圏域」として6つ(品川、大崎、大井・八潮、大井西、荏原西、荏原東)を設定しています。

基盤整備にあたっては、この「日常生活圏域」または「基本圏域」を単位として計画していきます。

#### ■在宅介護を支えるサービスの充実

在宅介護支援システムの充実を図るため、在宅生活を支えるサービスを増やします。

具体的には、要支援者への通院介助や外出支援、夜間の安心を確保するための夜間対応サービス、要介護者の病院内介助サービスなどを市町村特別給付として整備します。

- ◆通院等外出介助サービス特別給付
- ◆要支援者夜間対応サービス特別給付
- ◆地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付

#### ■福祉有償運送等移送サービスの充実

社会福祉協議会のさわやかサービス事業「おでかけ(移送)サービス」を支援するとともに、NPO法人等の新規参入を促進し、移送サービスの充実を図ります。

#### ■小規模多機能型居宅介護サービスの整備

小規模多機能型居宅介護サービスは、地域密着型サービスとして、通所のほか、泊まりおよび訪問の機能を組み合わせ、24時間365日切れ目のないサービス提供を行うものです。

6つの基本圏域に各1か所を基本整備目標として整備していきます。



### 2. 入居・入所施設等の整備

#### ■認知症高齢者グループホームの整備

認知症高齢者グループホームは、13の日常生活圏域を単位として整備目標を定め、計画的に整備していきます。

#### ■要介護高齢者のための住まいの整備

民間事業者の参入については、適切な誘導を行うとともに、終身介護付き特定施設(ケアホーム・有料老人ホーム等)を日常生活圏域に対して原則1か所、整備していきます。

#### ■特別養護老人ホーム等の整備

#### ■老人保健施設等の整備

今後の高齢者、要介護高齢者の増加をふまえ、介護のセーフティネットとしての特別養護老人ホームやリハビリテーションの拠点としての老人保健施設の整備検討を進めます。

#### ■住情報センターの設置

バリアフリー住まい館の運営継続のほか、住まいに関する施策を整理し、区民の利用促進を図るため住情報センターの設置検討を始めます。

### 3. 福祉人材の育成と確保

#### ■福祉カレッジの充実

研修体制の強化と介護スタッフの育成支援を行い、介護スタッフのスキルアップと質の向上を図ります。

#### ■福祉人材ネットの設置

介護人材の不足に対し、質の高い人材を安定的に確保するため、品川区介護福祉専門学校を活用し、求人・求職を調整するしくみを構築していきます。

### 4. 介護事業者の質の向上と適正化

#### ■介護サービス事業者の運営および給付の適正化指導

#### ■サービス評価・向上のしくみの効果的な運営

保険者として、計画的な実地指導検査や集団指導などを実施し、介護サービス事業者の適正な運営指導を行います。

また、給付の適正化のため、給付費通知の実施や質の向上を図るためのサービス評価を実施します。

【小規模多機能型居宅介護整備計画】

	第三期までの状況	第四期の整備計画		
小規模多機能型居宅介護	基本圏域6地区のうち2地区に整備 ●荏原西地区(小山倶楽部・H19) ●荏原東地区(ロイヤル延々・H20)	<b>目標</b> 基本圏域6地区に原則として1か所ずつを整備拡充する		
		H21	H22	H23
		●品川地区(北品川) ●大井・八潮地区(都南病院跡地)	—	●大井・八潮地区

※良質かつ適切なサービス提供が、設備および運営の両面から一体的に求められていることから、第四期以降においてオーナー型は原則として認めない。

【認知症高齢者グループホーム整備計画】

	第三期までの状況	第四期の整備計画		
認知症高齢者グループホーム	13の日常生活圏域のうち5圏域に整備 ●大井第2地区(グループホーム温々・H18) ●大井第3地区(ロイヤル西大井・H18) ●荏原第2地区(グループホーム小山・H19) ●荏原第4地区(ロイヤル中延・H20) ●八潮地区(ミモザ品川八潮・H19)	<b>目標</b> 第五期までに日常生活圏域13地区に原則1か所ずつを整備拡充する		
		H21	H22	H23
		●大井第1地区(都南病院跡地)	●八潮地区(特別養護老人ホーム併設型)	—

※良質かつ適切なサービス提供が、設備および運営の両面から一体的に求められていることから、第四期以降においてオーナー型は原則として認めない。



## 推進プロジェクト5. 認知症高齢者のケアの拡充

認知症高齢者に対応したサービス基盤の整備とともに、地域で支えるしくみやサポーターの養成の推進、成年後見制度の活用など、認知症高齢者へのケアの拡充とその家族への支援を充実します。

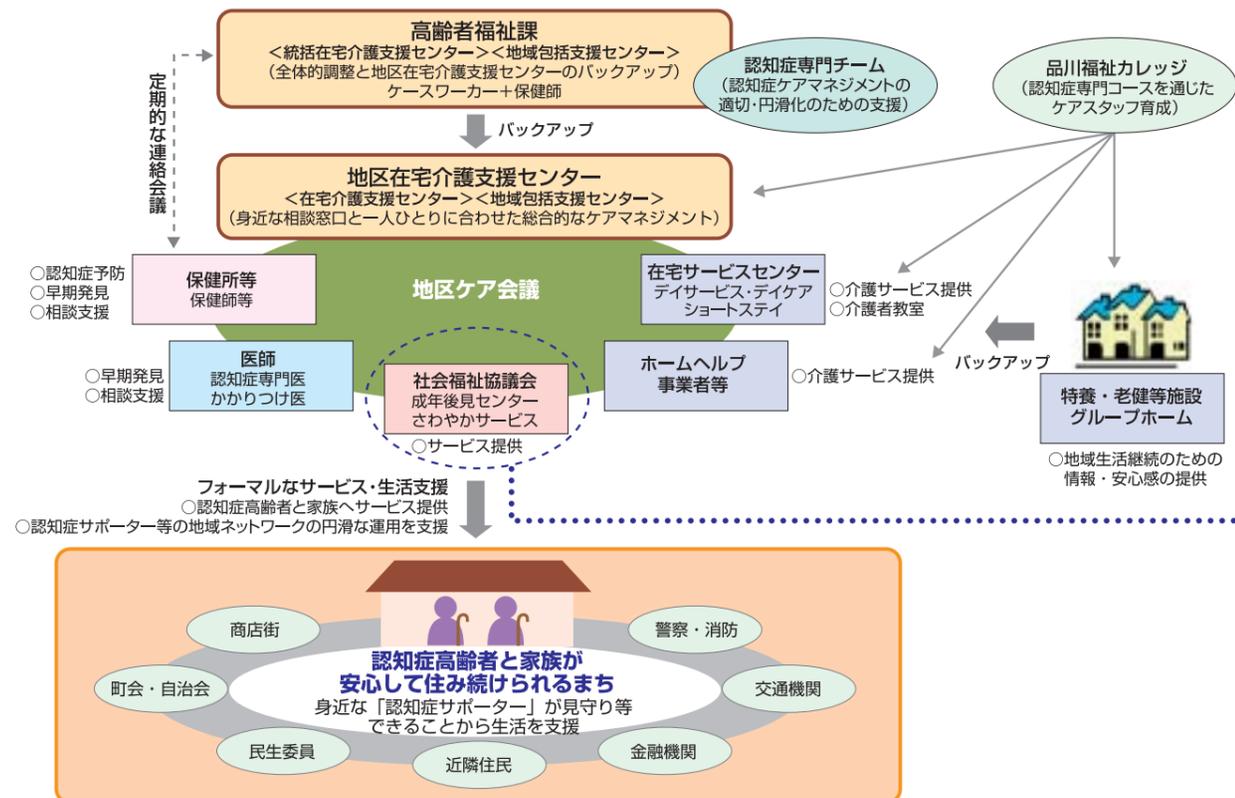
### 1. 認知症高齢者へのサービスの充実

認知症高齢者のケア体制を充実させるため、5つの方策を推進していきます。さらに、医療との連携を強化します。

- 方策 1: 福祉・保健・医療の連携の推進
- 方策 2: 認知症高齢者向けサービスの充実
- 方策 3: 認知症研修の充実・ケアスタッフの質の向上
- 方策 4: 在宅介護継続のための家族支援
- 方策 5: 認知症に関する普及啓発

- ◆小規模多機能型居宅介護サービスの整備(再掲)
- ◆認知症高齢者グループホームの整備(再掲)
- ◆通院等外出介助サービス特別給付(再掲)
- ◆福祉カレッジの充実(再掲)
- ◆虐待防止ネットワークの推進(再掲)

#### 【認知症高齢者を支えるしくみ】



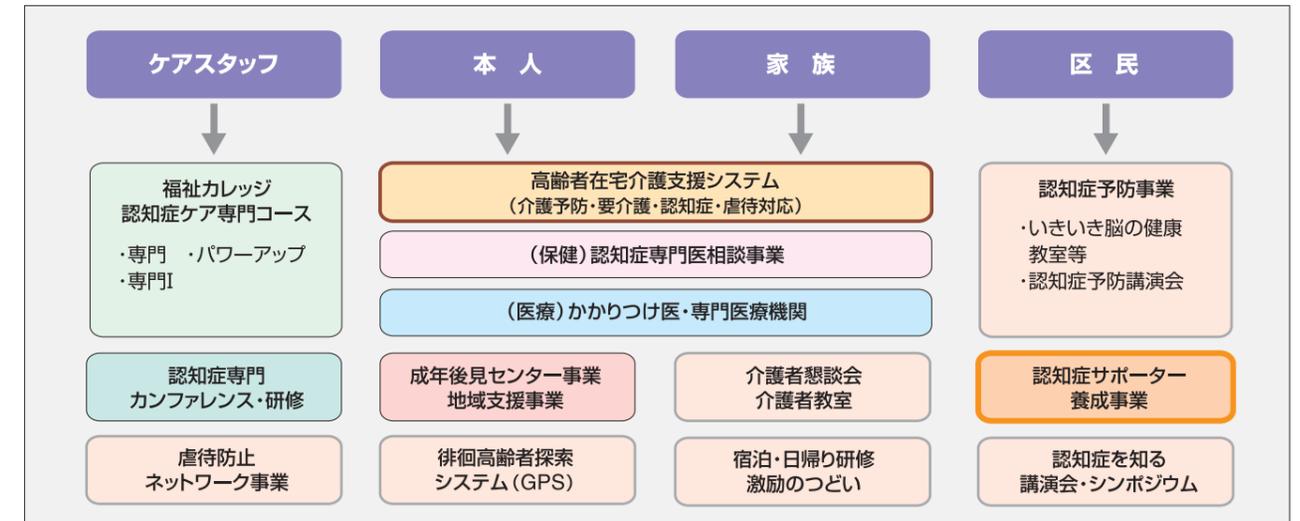
### 2. 認知症高齢者サポーターの養成

#### ■認知症サポーター制度の充実

認知症への理解を深め、やさしい見守り、手助けができるまちづくりをめざし、民生委員を中心に認知症サポーター養成事業を推進していきます。



#### 【認知症高齢者を支えるさまざまな取り組み】

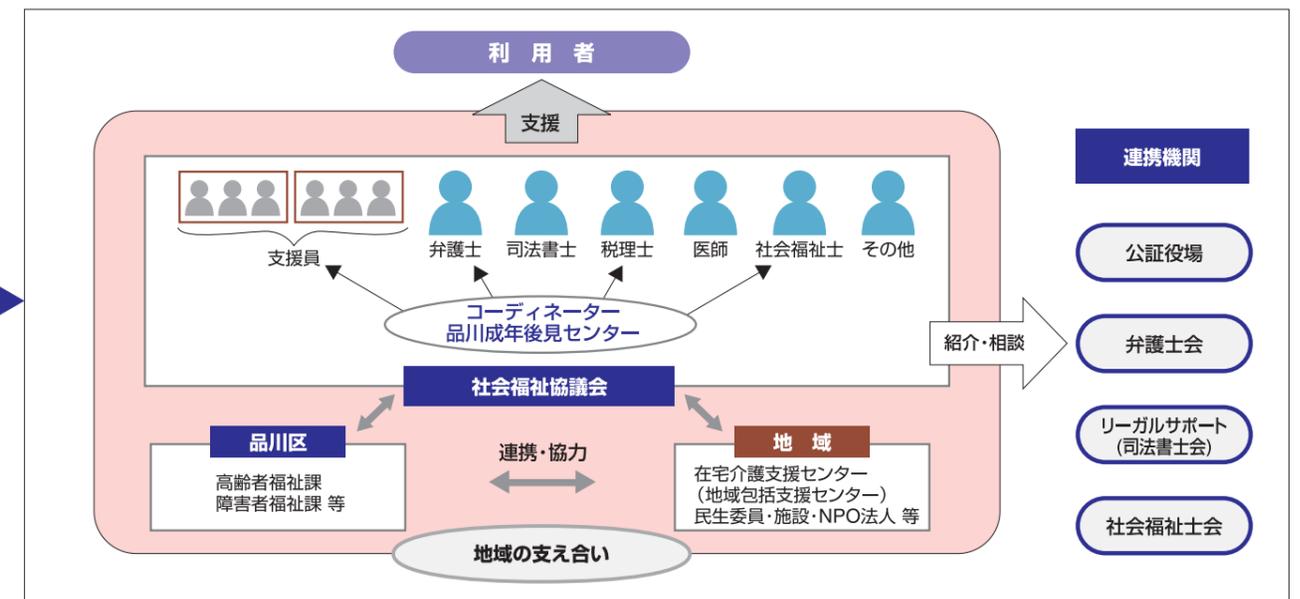


### 3. 権利擁護のしくみの充実

#### ■成年後見センター事業の充実

認知症高齢者等の生活を守るため、品川成年後見センターとの連携を強化し、権利擁護のしくみを進めます。

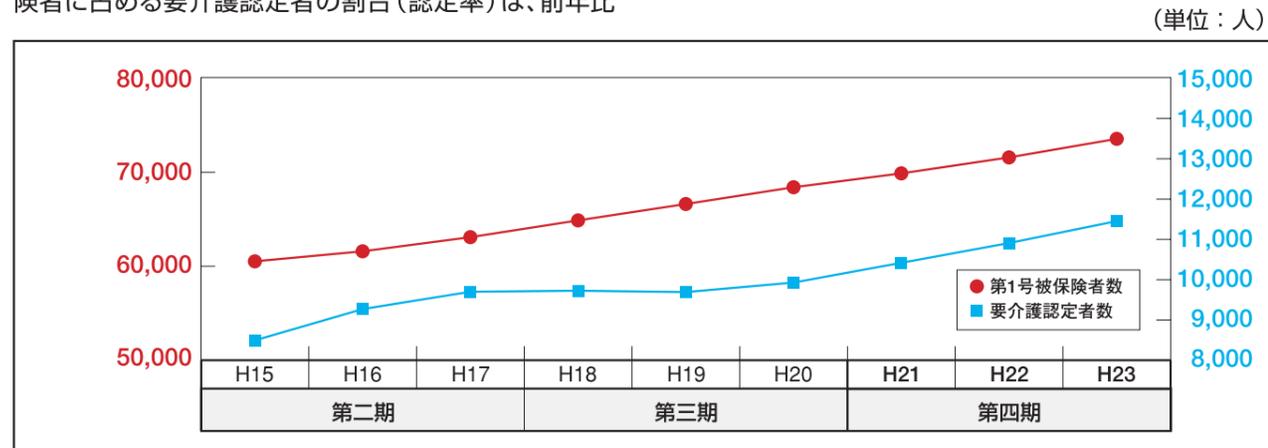
#### 【権利擁護のしくみ】



## V. 主要な介護サービス供給量の見込みと保険料

### (1) 高齢者人口と認定者数の推移と見込み

高齢者人口（第1号被保険者数）は、人口の増加にともなう一定の伸びを見込んでいます。また、第1号被保険者に占める要介護認定者の割合（認定率）は、前年比0.3ポイント程度の上昇を見込み、下表のとおり推計しています。



	第二期			第三期			第四期		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
第1号被保険者数	60,541	61,608	63,112	64,896	66,638	68,422	69,896	71,594	73,568
要介護認定者数	8,496	9,272	9,702	9,728	9,694	9,930	10,420	10,911	11,456
認定率	14.0%	15.0%	15.4%	15.0%	14.5%	14.5%	14.9%	15.2%	15.6%

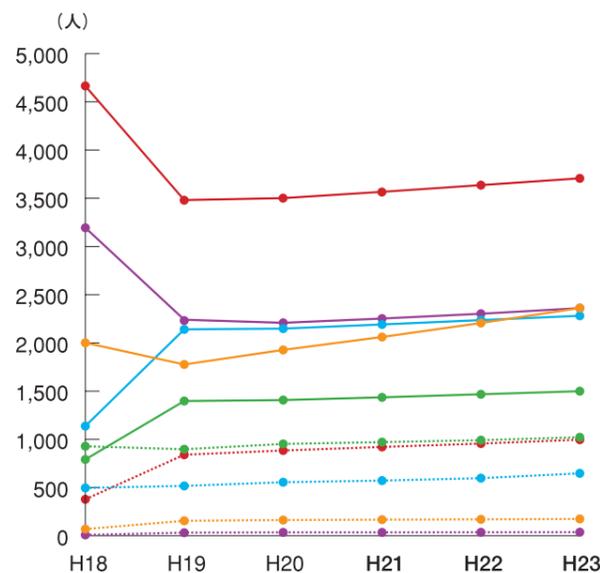
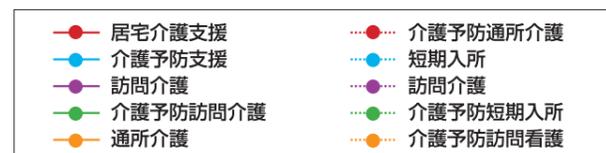
(H15～H20は各年度9月末時点での集計、H21～H23は推計。単位：人)

### (2) 介護サービス量の推移と見込み

各サービス量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などのほか、平成21年度の介護報酬改定による増分を見込み、需要量および供給量を総合的に推計しています。

主要な在宅サービスの伸びについては、右のグラフのとおりです。

なお、各サービスの具体的なサービス量の見込みは次ページの一覧表のとおりです。



### 【サービス量の見込み:居宅サービス】

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21		H22		H23	
居宅介護支援	4,667	3,485	3,505	3,570	101.9%	3,640	102.0%	3,710	101.9%
訪問介護	3,198	2,235	2,212	2,289	103.5%	2,358	103.0%	2,425	102.8%
訪問入浴介護	332	326	321	330	102.8%	340	103.0%	345	101.5%
訪問看護	932	901	956	1,000	104.6%	1,025	102.5%	1,050	102.4%
訪問リハビリテーション	25	23	26	26	100.0%	27	103.8%	28	103.7%
居宅療養管理指導	1,463	1,571	1,714	1,730	100.9%	1,745	100.9%	1,760	100.9%
通所介護	2,005	1,780	1,931	2,065	106.9%	2,180	105.6%	2,300	105.5%
通所リハビリテーション	234	185	197	220	111.7%	225	102.3%	230	102.2%
短期入所	500	521	559	582	104.1%	593	101.9%	633	106.7%
特定施設入居者生活介護	507	562	645	730	113.2%	790	108.2%	900	113.9%
福祉用具貸与	2,491	2,047	2,084	2,115	101.5%	2,150	101.7%	2,180	101.4%
特定福祉用具販売	79	67	65	66	101.5%	67	101.5%	67	100.0%
住宅改修	56	39	40	40	100.0%	41	102.5%	42	102.4%
介護予防支援	1,141	2,144	2,152	2,195	102.0%	2,240	102.1%	2,285	102.0%
介護予防訪問介護	795	1,401	1,411	1,450	102.8%	1,490	102.8%	1,525	102.3%
介護予防訪問入浴介護	2	4	7	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%
介護予防訪問看護	73	159	167	171	102.4%	174	101.8%	178	102.3%
介護予防訪問リハビリテーション	1	3	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
介護予防居宅療養管理指導	88	199	218	219	100.5%	221	100.9%	222	100.5%
介護予防通所介護	382	844	888	970	109.2%	1,005	103.6%	1,040	103.5%
介護予防通所リハビリテーション	27	61	60	61	101.7%	63	103.3%	64	101.6%
介護予防短期入所	13	36	39	39	100.0%	40	102.6%	41	102.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	38	93	117	125	106.8%	135	108.0%	145	107.4%
介護予防福祉用具貸与	129	214	272	276	101.5%	281	101.8%	285	101.4%
介護予防特定福祉用具販売	16	31	30	30	100.0%	31	103.3%	31	100.0%
介護予防住宅改修	15	23	23	23	100.0%	23	100.0%	24	104.3%

### 【サービス量の見込み:地域密着型サービス】

	H18	H19	H20	H21		H22		H23	
夜間対応型訪問介護	2	13	35	45	128.6%	55	131.0%	65	118.2%
認知症対応型通所介護	253	292	304	320	105.3%	330	103.1%	340	103.0%
小規模多機能型居宅介護	0	11	15	35	233.3%	40	114.3%	55	137.5%
認知症対応型共同生活介護	118	125	137	155	113.1%	170	109.7%	190	111.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	3	8	40	500.0%	48	120.0%	50	104.2%

【サービス量の見込み:施設サービス】

(単位:人)

	H18	H19	H20	H21		H22		H23	
介護老人福祉施設サービス	982	983	983	990	100.7%	1,000	101.0%	1,100	110.0%
介護老人保健施設サービス	521	564	583	595	102.1%	615	103.4%	645	104.9%
介護療養型医療施設サービス	255	246	235	230	97.9%	220	95.7%	175	79.5%

(3) 介護にかかる費用(介護保険給付費)の推移と見込み

各サービス量の推移から保険給付費等を推計するとともに、この推計を基礎に地域支援事業費の上限額(給付費の3%相当)を設定しています。また、在宅生活を支

援するための新たな市町村特別給付を計上し、自然増による増加に加えて、平成21年度介護報酬3%改定分を見込み下表のとおりとしています。

(単位:百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
<b>総給付費(A)</b>	12,991	13,309	13,706	14,946	15,406	16,068
居宅サービス	7,063	7,139	7,431	8,189	8,535	8,929
地域密着型サービス	586	696	768	1,007	1,095	1,188
施設サービス	5,342	5,474	5,507	5,750	5,776	5,951
<b>その他給付額(B)</b>	645	689	737	1,056	1,084	1,116
特定入所者介護サービス費	432	440	447	562	585	611
高額介護サービス費等	213	249	290	494	499	505
(A)+(B)	13,636	13,998	14,443	16,002	16,490	17,184
審査支払い手数料	24	24	24	24	25	25
<b>小計</b>	13,660	14,022	14,467	16,026	16,515	17,209
地域支援事業(H20以降(A)+(B)の3%相当)	251	288	428	480	494	515
市町村特別給付	16	12	21	68	68	68
<b>合計</b>	13,927	14,322	14,916	16,574	17,077	17,792

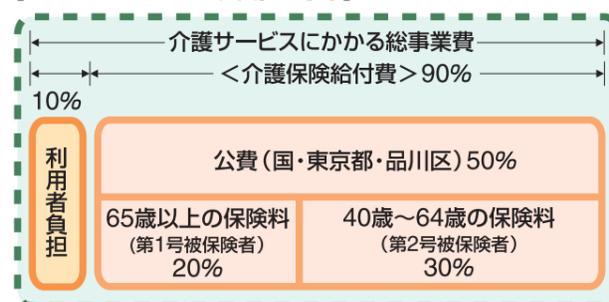
(4) 介護保険にかかる事業費の財源内訳

介護保険給付費は、その50%を区、国、東京都の負担する公費と残りを保険料(50%)により賄います。

地域支援事業(介護予防事業や包括的支援事業など)は、保険給付費の3%を上限とし、その財源は公費と保険料が充てられています。

また、市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者の保険料で賄います。

【サービスにかかる費用の財源】



(5) 第1号被保険者の保険料基準額

月額3,900円

第四期の保険料基準額は第三期と同額を維持します。

保険料の段階は9段階とします。

第三期までの保険給付の実績をふまえ、平成21年度から23年度の3年間に見込まれる介護費用から第四期の保険料基準額は、4,336円と推計しています。

しかし、平成21年度の介護報酬改定の影響により保険料が上昇する部分について、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金(被保険者1人あたり月額約82円)を充当するとともに、在宅介護支援システムの強化による適切な介護(予防)マネジメントや給付費適正化事業の実施、さらに介護給付費準備基金の取り崩しなどによ

って、一層の負担軽減に努め、第三期と同額の3,900円としました。

また、保険料の段階間の差額をできる限り小さくすることおよび平成17年税制改正による急激な保険料の上昇へ対応した経過措置の趣旨を活かすために多段階化を図るとともに、各段階の保険料率(基準額に対する割合)の見直しもを行い、第9段階を除いて、第三期より引き下げ(または同率)としています。

(保険料単位:円)

第三期				第四期				
段階	料率	保険料		段階	対象者	料率	保険料	
		月額	年額				月額	年額
第1段階	0.50	1,950	23,400	第1段階	生活保護の受給者か老齢福祉年金受給者で、区民税世帯非課税の人	0.40	1,560 (-390)	18,720 (-4,680)
第2段階	0.50	1,950	23,400	第2段階	区民税世帯非課税で、合計所得額および課税年金収入額が80万円以下の人	0.40	1,560 (-390)	18,720 (-4,680)
第3段階	0.75	2,925	35,100	第3段階	区民税世帯非課税で、第1・第2段階以外の人	0.70	2,730 (-195)	32,760 (-2,340)
第4段階 (基準額)	1.00	3,900	46,800	第4段階	本人が区民税非課税で、同一世帯内に区民税課税者がいる人のうち、合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	3,510 (-390)	42,120 (-4,680)
				第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税で、同一世帯内に区民税課税者がいる人のうち、合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円越えの人	1.00	3,900 (0)	46,800 (0)
第5段階	1.25	4,875	58,500	第6段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円以下の人	1.20	4,680 (-195)	56,160 (-2,340)
				第7段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円を越え200万円未満の人	1.25	4,875 (0)	58,500 (0)
第6段階	1.50	5,850	70,200	第8段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.40	5,460 (-390)	65,520 (-4,680)
				第9段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人	1.55	6,045 (195)	72,540 (2,340)

※カッコ内は、第三期との比較による変動額